

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの皆様へ
4月から、医療機関での窓口負担1割が継続されます

平成18年度の医療制度改正により、平成20年4月から医療機関での負担割合が、法律上は1割から2割に変更となりましたが、政府の負担割合凍結措置により、平成25年3月31日まで、患者の窓口負担が1割負担のまま据え置かれています。

この措置が平成26年3月31日まで再延長されたため、現在医療費が1割負担の方については高齢受給者証の差し替えが必要となりました。対象の方には新しい受給者証を3月下旬に送付しますので、医療機関に受診する際にお使いください。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	性別
見本	
3月31日まで	一部負担金の割合 2割 (平成25年3月31日まで1割)
↓	発給年月日 年 月 日
	一部負担金の割合 2割 (平成25年7月31日まで1割)
	発効期日 年 月 日
4月1日から	有効期限 年 月 日
一部負担金の割合	2割 (平成25年7月31日まで1割)
名称及び印	

こちらの表示が変わります。なお、7月下旬に前年の収入により負担割合を決定後、8月から有効の受給者証を再送付します。

ジェネリック医薬品の利用と普及に

ご協力をお願いします

■ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先に開発された薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品で、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めたものです。

- 先発医薬品と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 製品によっては、大きさ、味、においの改善等、先発医薬品より工夫されたものもあります。
- 開発コストが少ない分、先発医薬品より約3割〜7割安価です。

■留意していただきたいこと

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 薬代が下がっても、患者負担金の計算には技術料なども含まれるため、自己負担額が先発医薬品を使用した場合と変わらない場合があります。
- ジェネリック医薬品を取り扱っていない場合や、取り寄せになることもあります。
- 医師が使用を認めない場合は、切り替えることができません。

■ジェネリック医薬品を利用するには

○薬局で処方薬をもらう場合…

ジェネリック医薬品には、どんな種類があるの？

高血圧や高脂血症、糖尿病、花粉症など、さまざまな病気や症状に対応するジェネリック医薬品が出ています。

ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。開発された医薬品には20年〜25年の特許期間があるため、特許期間が終わるまでは、他のメーカーが同じ成分の薬をつくることはできないことになっています。

品への「変更不可」欄に、医師の署名がなければ、切り替えることができません。

○病院内で薬をもらう場合
 診察券などと一緒に希望カードを出すか、お医者さんに相談してみてください。

ジェネリック医薬品希望カードは市民課窓口にもございますので、ご利用ください。

■このページの問い合わせ先
 市民課 ☎(40)5556